

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成 3 1 年 4 月 1 日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式
- 2 入札に付する事項
- 一般競争入札（制限付）

件名	規格	数量	納地	納期	摘要
X バンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に係る事業支援役務（法務・財務・施設）	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁	令和 8 年 6 月 3 0 日	

- 説明会
- 3 入 札
- 4 参加資格
- 5 入札方法
- 6 保証金
- 7 入札の無効
- 8 契約書作成の必要の有無
- な し
- (1) 日 時 令和 7 年 6 月 2 4 日（火）1 0 時 0 0 分
- (2) 場 所 防衛装備庁入札室（会計官）（D 棟 3 F）
- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A、B 又は C 等級のいずれかに格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有していること。
- また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第 1 8 条第 4 項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和 7 年 6 月 6 日（金）1 8 時 0 0 分までに当該要件を証する書類等を提出すること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官から又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (7) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、契約担当官等の確認を受けている者であること。
- (8) 適合条件を満たすことを証明する書類を令和 7 年 6 月 9 日（月）1 2 時 0 0 分までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
- 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 0 / 1 1 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を結ばないとき、契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- (4) 保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは入札保証金を、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
- (1) 4 の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- (2) 入札者等が誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。
- 有

- 9 契約をしようとする
基本契約条項等
- 役務等請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
知的財産の取扱いに関する特約条項
- 10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。
- 11 その他
- (1) 電子入札・開札システムの利用
- 本件は、政府電子調達（G E P S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
- 《電子入札による入札書受領期間》
公告日から令和7年6月23日（月）18時00分まで（行政機関の休日を除く）。
- また、電子入札・開札システムにより難しい者は、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和7年6月20日（金）18時00分まで（行政機関の休日を除く）に下記問い合わせ先に「紙入札方式参加・紙契約書締結 申出書」を提出すること。
- なお、開札結果が再入札の場合、電子調達システムの再入札通知書により、前回開札日時から概ね30分以内とした再入札の受付締切時間を示すため、確認すること。その他注意事項については、入札及び契約心得 4.9 項を参照すること。
- (2) 端数処理
- 入札書に記載された金額の110／100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。
- (3)
- 現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 提出資料
- (1) 防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日まで（行政機関の休日を除く）に提出するものとする。
- (2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前（行政機関の休日を除く）までに提出するものとする。
- (5)
- 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。
- (6)
- 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。
- (7)
- 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。
- (8)
- 落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。
- (9) 仕様書入手先
- メールアドレス：miyazaki.yoshifumi.kg@ext.atla.mod.go.jp
メール件名：公告第〇〇号 仕様書送信依頼
メール本文：公告に記載されている件名
添付ファイル：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写し
- (10) 本書記載事項については会計官付経理室契約係に照会のこと
- 〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟
防衛装備庁長官官房会計官付経理室契約係
TEL 03-3268-3111（内線）35865

適合条件

1. 条件

(1) 本役務を実施するにあたり、付紙「独立性に係る証明書」を提出できる者。

(2) 本役務を遂行する上で必要な次の項目について適合する人材を本件の履行期間に亘り従事させることができること又は本件を履行できる能力を有することが証明できること。

ア 衛星調達関連業務

実用衛星若しくは実用衛星のミッション機器の①製造請負業務若しくは②運用役務請負業務、又は③そのいずれか一方若しくは両者の事業の支援業務

イ P F I 事業支援業務

日本国又は地方公共団体が発注者である大規模 P F I 事業（予算額又は契約額が 5 0 0 億円以上の P F I 事業をいう。）に係る業績監視支援業務

2 提出書類

(1) 第 1 項第 1 号について

付紙「独立性に係る証明書」

(2) 第 1 項第 2 号について

第 1 項第 2 号の条件を満たすことを客観的に証明する資料。書式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するものとする。

3 提出部数

各 1 部

4 提出期限

令和 7 年 6 月 9 日（月） 1 2 : 0 0

5 その他

(1) 虚偽がないものとする

(2) 書類提出後、官側からの細部補足資料及び説明を求める場合がある。

(3) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日の 1 8 時 1 5 分までとする。

独立性に係る証明書

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に係る事業支援役務（法務・財務・施設）」

（以下「本事業支援役務」という。）に関連する下記の事項を確認したので、これを証明いたします。なお、下記の証明事項は、当社が本役務の契約相手方とならなかった時には、無効となります。下請会社についても同様とします。

記

1. 24PFI事業の事業者（SPC）又はPFI本体事業の主要業務の再受任者若しくは下請負者（その予定者も含む。）（以下これらの企業を総称して、「24PFI事業関連企業」という。）でない者であること。
2. 3号機及び地上器材並びに施設の整備・運営をPFI又は直接調達により実施した場合（以下「3号機事業」という。）の事業者（SPC）（事業者からの主要業務の再受任者又は下請負者（その予定者も含む。））又は3号機事業の直接の受託者（事業者からの主要業務の再受任者又は下請負者（その予定者も含む。））（以下これらの企業を総称して、「3号機事業関連企業」という。）となる意思がない者であること。
3. 24PFI事業関連企業に対して24PFI事業に関する財務・税務・法務・保険・技術・施設等のアドバイザー業務や調査等を支援したことがなく、今後も支援する意思及び予定がない者であること。
4. 3号機事業関連企業に対して3号機事業に関する財務・税務・法務・保険・技術・施設等のアドバイザー業務や調査等を支援する意思がない者であること。
5. 24PFI事業関連企業との間において、次のアからウに掲げる基準による資本関係又は人的関係のない者であること。
 - ア 資本関係がある場合以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）、又は（イ）について子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）若しくは

民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員その他の役員（社外役員を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他前記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

6. 3号機事業関連企業との間において、次のアからウに掲げる基準による資本関係又は人的関係をもつ意思がない者であること。

ア 資本関係がある場合

以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）について子会社、又は（イ）について子会社の一方が更生会社若しくは再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合イ 人的関係がある場合以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他前記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

7. 24 P F I 事業の事業者に対する融資等の契約をしていない者又は契約することを予定していない者であること。

8. 3号機事業の事業者に対する融資等の契約をする意思がない者であること。

以上

令和7年 月 日

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付経理室長
中 村 恵 一 殿

住 所
会社名
代表者